

## 平成30年度 大阪府私立高等学校等授業料減免補助金の取扱い

年度・月	29	30	31	対 応	
失職期間	—11—12—1—2—3—4—5—6—7—8—9—10—11—12—1—2—3—4—				
ケース① (30年1月以降に失職し、30年4月以降も失職の場合)		○ 失職 (減免の始期)	▲ (減免の終期)	30年度 全免	
ケース② (30年4～12月に失職し、翌年度も失職の場合)		● 失職 (減免の始期)	▲ (減免の終期)	30年度 全免	
ケース③ (31年1～3月に失職し、翌年度も失職の場合)			○ 失職	30年度 対象外	
ケース④ (31年1～3月に失職し、再就職した場合)			○ 失職      △ 再就職	30年度 対象外	
ケース⑤ (30年4～12月に失職し、31年3月までに再就職した場合)		● 失職 (減免の始期)	△ 再就職 (減免の終期)	30年度 全免	
ケース⑥ (失職期間が5月以内で、半免の基準も満たす場合)	○ 失職	● (減免の始期)	△ 再就職 (減免の終期)	☆30年の年収見込み 前年の1/2 以下で、課税総所得金額が 基準額 (事務処理要領参照) 以下	30年度 半免 補助額 半免>全免
		☆30年の年収見込み 前年の1/2 以下で、課税総所得金額が 基準額 (事務処理要領参照) 以下	● 失職 (減免の始期)	▲ (減免の終期)	30年度 半免 補助額 半免>全免
ケース⑦ (他府県へ転出の場合)	○ 失職	● (減免の始期)	□ 他府県へ転出 (減免の終期)	他府県へ転出後は、 対象外	
ケース⑧ (他府県から転入の場合)	○ 失職		● 他府県から転入 (減免の始期)	▲ (減免の終期)	他府県から転入後は、 対象